

令和6年度 大分県中小企業活性化協議会
(統括責任者補佐(弁護士)) 公募要領

令和6年2月

大分県商工会連合会

令和6年度大分県中小企業活性化協議会 (統括責任者補佐(弁護士))公募要領

大分県商工会連合会(以下、「商工連」といいます。)では、令和6年度大分県中小企業活性化協議会(以下、「活性協」といいます。)の運営に当たり、中小企業等への再生計画策定支援の役割を担う「統括責任者補佐(弁護士)」を以下の要領で募集します。

1 活性協の目的

経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、多種多様で、事業内容や課題も地域性が強いという中小企業の特徴を踏まえ、各地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細かに中小企業が取り組む事業再生を支援することにより、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活性化を図ることを目的としております。

2 募集職種・人数

統括責任者補佐(弁護士) 1名

3 業務内容

(1) 事前相談及び窓口相談

業務実施方針・方法に基づき、金融機関等や中小企業者の支援を行う専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等。以下「支援専門家」という。)からの相談(以下「事前相談」という。)及び相談企業や保証人からの相談(以下「窓口相談」という。)に応じます。

(2) 各種支援の実施

事前相談で把握した相談対象の企業の状況に基づき、金融機関等や支援専門家に対し、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業に対する助言支援、再生支援(プレ再生計画含む。)、再チャレンジ支援(以下総称して「各種支援」という。)の活用等について助言を行います。

(3) 外部専門家の活用

窓口相談で把握した相談企業の状況に基づき、支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家(企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等であって、連合会が委嘱した者)を活用しつつ、主要債権者(対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者)等との連携を図りながら各種支援を行います。

(4) 広報の実施

中小企業者に対し、早期の経営改善に向けた決断の必要性等に関する広報活動に努めるほか、中小企業支援機関の職員等に対し、各種支援を実施するための手法や考慮事項等に関する広報等に努めます。

(5) 情報の収集及び調査研究

各種支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活性化にあたって有効な方法等について調査研究を行い、その成果の普及に努めます。

(6) 中小企業支援の普及促進

地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化を図るため、金融機関等及び支援専門家に対する教育活動を行い、中小企業支援の普及促進に努めます。

(7) ガイドラインの普及

地域における事業再生、再チャレンジの最大化に向け、金融機関団体等により策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日公表、同年4月15日適用開始。以下「ガイドライン」という。）に基づく再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続に関し、地域の金融機関等、支援専門家及び中小企業者からの相談内容や希望も踏まえてガイドラインにおける第三者支援専門家の候補者を紹介するなど、各地域におけるガイドラインの浸透・定着に努めます。

4 契約条件等

採用決定後、商工連と速やかに労働契約を締結します。

ア 勤務場所：大分県中小企業活性化協議会（大分市金池町3丁目1-64）

イ 期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

※1年更新で期間延長の場合があります。

ウ 報酬：月額35,000円（通勤手当等の諸手当、賞与、退職金なし）

エ 旅費：業務のため出張したときは、旅費を支給します。

オ 勤務日数：月曜日から金曜日までの内週2日とする（月8日程度）。

※勤務形態については要相談

カ 勤務時間：8時30分から17時15分（うち休憩時間60分）

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです。

なお、後述の5（4）に掲げる契約の解除事由のいずれかに該当すると認められる場合には、商工連は関連法令を遵守の上、当該労働契約を解除することができ、かつ、5（4）に基づき採用が取り消される場合があります。

5 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募時の提出書類作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- (2) 支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業者に帰属します。
- (3) 統括責任者補佐は、本事業により知り得た支援を受けた中小企業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。退職後も同様とします。
- (4) 統括責任者補佐が次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。
 - ア 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - イ 応募時の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - ウ 国、商工連、又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - エ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - オ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - カ 心身に著しい障害があるため、統括責任者補佐としての業務に耐えられないと認められる場合
 - キ その他、活性協の統括責任者補佐として不適格と認められる場合

6 選考について

(1) 選考方法

商工連において、応募者から提出された書類の書面審査を行い、書面審査通過者を面接審査した上で、統括責任者補佐として採用する者を決定します。

(2) 採用者数

1名

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用者を決定します。

7 応募について

(1) スケジュール

募集開始	令和6年2月27日（火）
募集締切	<u>令和6年3月11日（月）16時必着</u>
一次審査（書面審査）	令和6年3月12日（火）
二次審査（面接審査）	日時等詳細は、書面審査を通過した方へのみ個別にご案内します。
審査結果の連絡	令和6年3月下旬
採用予定	令和6年4月1日（月）

(2) 応募方法

(3) の提出書類を一つの封筒に入れ、令和6年3月11日(月)【必着】までに商工連(「8 問い合わせ先」を参照)まで郵送又は持参してください。提出書類は、日本語で作成してください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

提出時、封筒の宛先面に「大分県中小企業活性化協議会 統括責任者補佐募集に係る応募書類 在中」と朱書きをお願いします。なお、提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類及び提出部数

- ア 履歴書(書式自由・写真添付) . . . 1部
- イ 実務実績書(A4版・書式自由) . . . 1部
(ア) 再生支援に関する支援実績(事例を3つ程度)
- ウ 資格を有することを証明する書類又はその写し . . . 1部
- エ 暴力団排除に関する誓約書 . . . 1部

(4) 審査結果の通知

採用、不採用の結果については、書面で通知します。なお、採否に関する問い合わせについては、回答しかねますので、ご了承ください。

8 問い合わせ先

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館5階
大分県商工会連合会 経営支援課(担当:佐藤)
TEL: 097-534-9507
FAX: 097-537-0613
Mail: shienka@oita-shokokai.or.jp